

國學院大學學術情報リポジトリ

近世後期伊勢方言の否定表現：
『六諭衍義俗講』における様相

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安道, 里巳 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000942

近世後期伊勢方言の否定表現 — 『六諭衍義俗講』における様相 —

安道 里巳

キーワード：近世伊勢方言 否定辞 ヌ(ン) 否定過去辞

ンダ

一 はじめに

国語史の観点から大局的にみれば、江戸時代の否定表現は、上方ではヌ、ンダ、江戸ではナイが多用され、後期に江戸でナカッタが生じるまで、否定過去辞(過去の打消)はンダが用いられた。¹⁾ やがて勢力を増した江戸語の否定辞ナイは上方語の否定辞ヌの用法を侵食していき、江戸時代後期から明治期を経て、江戸語・東京語ナイの勢力はヌ(ン)がそれまでほぼ支配していた上方語・大阪語の否定表現に対して現代も依然として影響を与え続けている。²⁾

そうした東西方言対立事項の一角たるナイとヌとの勢力分布を比較、考察する際、江戸と上方とを結ぶ間、緩衝地帯に位置する東海地方の否定表現が、江戸時代にどのような具体的様相を呈していたのか、すでに国語資料の調査・研究は進められてはいるが、³⁾ なお考究の余地はあろう。

本稿では先行研究の成果を抛り所とし、江戸時代後期の伊勢地方における否定表現について、伊勢国神職講『六諭衍義俗講』(写本一冊・九十丁・架蔵、江戸時代後期(天保年間前後)の成立と推定される。以下『俗講』と称す)を国語資料(史料)として取り上げ、⁴⁾ その用法の諸相を明らかにすることを目的とする。

二 問題の所在

江戸言葉の否定表現について、湯澤幸吉郎（一九五四）は次のように記述する。⁵⁾

普通に「ない」は東国固有の語であり、「ぬ」は上方言葉であるという。起原はそれに相違ないが、江戸言葉ではこの二語が初めから並び行われたことは事実である。

しかもこの二語を区別して用いようとする意識がなかったものらしい。（中略）

次に過去の打消を表わすには、「なんだ」は早くから用いられたが、「なかった」は末期近くなつてから多く用いられるようになったようである。

（四七〇～四七一頁）

右の記述ともに、同一人物が否定辞ナイとヌ、否定過去辞ナンダとナカッタとを区別せずに用いた例を掲出してゐる。⁶⁾

また金沢裕之（一九九八）は、江戸末（後）期上方語における否定辞ヌ・ンの様相について戯作の調査などから

（略）十八世紀後半から十九世紀後半にかけての百年

ほどの間に、「ヌ」↓「ン」への大きな変化の流れがあったことが、（少なくとも）資料的には認められる。

（五八頁）

と、指摘している。⁷⁾

こうした先行研究を参考にして、本稿では、次のような問題を設定し、考察を進める。

- (1) 『俗講』の否定表現がどのような具体的様相をみせているか。
- (2) 『俗講』の否定表現において、旧形ヌ専用、新形ンの進出、ナイの使用・定着、ヌとナイとの拮抗、のうち、どの段階がみられるか。
- (3) 『俗講』の否定表現において、伊勢方言とみとめられる用法は存するのか。
- (4) 国語（口語）資料（史料）としての性格からみて、『俗講』をどのように位置づけることができるか。

以下、『俗講』を国語資料として行なった調査結果を踏まえ、右の問題(1)～(4)について明らかにしていきたい。

三・一 『俗講』における否定をめぐる表現

前節に挙げた問題(1)について、まず『俗講』における否定表現に類する用例(打消推量・意志など)を列挙し、それらの用法を概観する。

【ズンバ】

○孟子ノ云タル如ク奪ハズンバ飽カヌカ商人ノ習ヒテ、
(七十九丁オ6行目)

漢籍『孟子』の一節(梁惠王上)を踏まえ、漢文訓読調のズンバを使用する。

【マジ】【マジキ】

○男ハ何ソイラヘモナク是モ同クサシウツムヒテ居リマシタカ、ヤ、アツテ顔ヲアケテ申ニハ、「式百両ト言大金迎モ出来マジトハ思ヘトモ、心アタリモ有レハ、明日中ニ返事致スヘシ。…」ト言テ、(十丁オ7行目)

口語的表現であれば、助動詞マイを使用し、「出来マイ」とする方が実際の口語に近いと思われるが、文語マジを使用する。すぐあとでベシを使用(「返事致スヘシ」)し、その

点でバランスをとった用法となっている。⁽⁹⁾

○扱、此一條カ六論衍義ノ終リテ、本文ニモ申ス如ク、スマジキコトガ非為ジヤ。
(七十八丁オ4行目)

○…運アシク損斗シテ如此ノ姿ニ成マシタナレトモ、一度改心致シマシタル倭魂ヲ再ヒ悪心ハ出スマシト精心ヲ勵シ丹誠シテ身ノ終ル迄ニハ、…
(八十二丁オ3行目)

*元盗賊の男↓飛脚(会話文中の心内文)

○…是ヲ樂シミトセズシテ此場ニ至ルト云コトハ実ニ不運ナ、私ナリ人間ノスマシキコトヲシタル罪ナリ。…。ト語リシヲ聞テ下役ノ者モ涙ヲ流シ、…
(八十七丁ウ8行目)

○扱、非為トハ是マテ申ス如ク、スマシキコトナリ。
(八十八丁ウ3〜4行目)

○其スマシキコトハ本文ニモ申テ有如ク、…
(八十八丁ウ4行目)

*江戸へ奉公へ出ていた男↓御役人(下役)

右に挙げたマジ・マジキの用例は『俗講』の第六条「母

作非為（非為ヲ作ス母カレ）（七十八丁オ〜九十丁ウ）において集中的に使用されている。

その理由としては、『俗講』の講述者が「六論」⁽¹⁰⁾の最終の徳目（第六条）にあたり、講述の題目「母作非為」を意識し、聴衆（読み手）に対して無用の行いを慎むよう禁止を求めようとする姿勢・態度を前面に押し出したこと、さらに題目「母作非為」の表現に似つかわしく、かつ強い語感を持つ文語的な助動詞マジ（マジキ）が『俗講』の講述文内にとどまらず、講述内に設定された登場人物の会話文や心内文にまで浸透して使用されたためと考えられよう。

【ジ】

○親益感心シテ是ヨリ倅ヲ呼、ヨク申聞タル処、倅ハ頭ヲサゲ赤面シテ、「オフセ（オホセ）ニソムカジ」其法ヲ□給へ。」ト申セハ、…（七十三丁オ2行目）

*京の穀商人「米沢や（屋）」（元禄期）の倅↓親（東国出身）

会話文においてジ（打消意志）を用いた例であり、先掲の助動詞マジの用法に近い。

【マイ】

○…我カ如キ無学訥弁ニテハ迎モ衆人ヲ論スコトハ出来マヒト深ク考へ、先、眼前見聞シタル咄ヲ以テ譬喩トシテ讀聞セタナラハ、勸善懲惡ノ道ニチカ、ラムト存ジテ、…（二丁ウ4行目）

○…御笑草トナツテ少シモ申タコトハ御用ヒニハナリマスマヒ。各様方カ子孫ニ教訓ナサルモ其トホリチヤ。

（六十四丁ウ6行目）

○主人モフシドニ入ナガラ、丁兒ヲ呼テ、「最早夜アケニ間モ有マヒ。□ヲ出ス大釜へ火ヲ焚付ヨ。」ト云付タガ、…（八十一丁オ2行目）

*高野山近くの山麓・紺屋の主人↓丁兒

先に挙げた助動詞マジとともに、より口語性の高いマイをも使用する。講述文や心内文における助動詞マイ（マヒ）は、『俗講』の講述者が特に聴衆（読み手）の存在を意識した文脈において使用されている。⁽¹¹⁾

【イデハ】

○何程□カ悪ク共、親カ教訓ヲ致サイテハ、スル者ハナヒ。
(五十二丁オ8行目)

上方語的性格を示す語法イデ(ハ)を使用する。

【ナカレ】

○：第六條カ、「母レト作ニ非為」、是テ六ノ論ト成テゴザル。
(三丁オ2行目)

先掲のズンバと同じく漢文訓読調のナカレを使用する。

【くテナウテハ・くテ(ニテ)ナクテハ】

○何程子ニ云云セヨト求テモ、己親ニ其如ク仕ヘテナウテハ「ウ」の右傍に朱筆による補記「ク」、天理ニハ適ハヌカラ、ソコテ己レ先ツ改心シテ：
(五十四丁ウ6〜7行目)

○…水火ノ中ヘ足ヲフミ込テ再ヒ後ヘ引ヌト云倭魂ノ有心テナクテハ、共ニ御咄ハエイ申サヌ。
(六十四丁ウ1行目)

いずれも否定形容詞ナイの連用形を取り込んで仮定条件

を表す用法である。ウ音便化と原形保持との両形がみられる。⁽¹²⁾

【くカネテ】

○…金ヲタメテ親元ヘ行コトハサテ置、其日くノ口スギガ出来カネテ、終ニ召捕ラレ入牢シタデゴザル。
(八十六丁ウ4行目)

このように『俗講』においては、否定辞ヌ以外に文語マジヤ上方語的性格を有するイデなど、否定の意を含み持つ語法が文体的な幅を伴って使用されていることがわかる。

三・二 否定辞ヌの様相

『俗講』において否定辞ヌは次のように使用されている。

【ヌ】

①人ト争フタル時、「ソウ言レテハ男カタ、ヌ。」トヤラ「女子カタ、ヌ。」トヤラ云テイキドリリマスガ、其男モ女モドコカラ生レテ来タ物ゾ。
(四丁オ3行目)

*不特定の男・女子↓争った相手

②…遠慮ニハ及ハヌ。何ナリト言タカヨヒ。」ト申タテ、
息子カ申ニハ、…
(十丁ウ6行目)

* 四日市の商人の父親↓息子

③…親ハアキレハテ暫言葉モ出サス、心ノ中テ思フニハ、
「サテく、困り果タルコト也。モシ『金ヲ借サヌ』ト申
タラ、若氣ノ心得違ヒカラ欠落クラヒハ安キコトナレ
トモ、心中ト言ヤウナコトテ、淵川ニ身ヲ没スルヤウナ
コトニ成タラ二百両ヤ三百両ノ金ニハ換ラレヌ悲シヒ
コトシヤ。…」ト思案ヲ定テ、…(十一丁オ7行目)

* 四日市の商人の父親↓息子(心内文)

④…親ハ其泣ユエヲ知ラズ申ヤウ、「其ヤウニシテイズ
ト、早く持テ行ヌカ。」ト申マス、息子ハ漸ク頭ヲア
ゲ、…
(十二丁オ2行目)

* 四日市の商人の父親↓息子

⑤…息子ノ申ニハ、「親等カヨイト思召ナラハ、私ハ善悪
ハ申マセヌ。御モラヒ被下。」ト申カラ、…
(十三丁オ7行目)

* 四日市の商人の息子↓父親

⑥…舌ウチシテ酒ヲ吞盡シテ、「母者人モ一ツパヒ買テ

* 四日市の商人の息子↓父親

コサレ。」ト云ハ、母カ云ニハ、「今晚ハ実ニクラク時
ニ雨ハ降、年寄テ足モトカアフナヒ故、翌日ノ飯ノコ
トニシテラクレ。」ト言ハ、眼ヲイカラシ、「オレカ言
付ルニ何故行ヌ。早く行オレ。」ト叱リ付ルカラ、母ハ
無是非ハダシニナリ、…
(十九丁オ5行目)

* 不孝息子(『俗講』の講述者の縁者・松坂在住)↓母親

⑦…御奉行ハ暫ク御考ヘ被成テ、扱、仰セラル、ニハ、
「汝、親ヲ打罪言コトヲ知ラヌカ。」ト仰ニ答テ、「親ノ
悪キヲ子カ打ヲ罪ニ成ト言コトハ存不申。」ト言。奉
行ノ仰ニ、…
(二十丁ウ7行目)

* 御奉行↓『俗講』の講述者の縁者にあたる不孝息子

⑧カヤウニ申タラ、「其ヤウニ我物マテモ賣テ主人ヲ養
ヒ、忠義ヲ盡シテモ、上テ御奉行様ノ御ホメクラヒノ
コトデハ引合ヌ。」ト申御方ハ此御席ノ中ニハコサ
ラヌカ、…
(二十五丁ウ7行目)

* 不特定(聴者の立場で)↓『俗講』の講述者

⑨…何ト悪事ヲナシタ報ヒハ恐ロシヒコトテ、「人ハ知
ラヌ。」ト思ヘトモ、天道ハユルサス。

(二十九丁オ1行目)

* 心内文・不特定の聴者の立場↓『俗講』の講述者
⑩…一揆治ツテ後、老人女子共ヲ御仕置ナサルニ、「切支丹ヲ離レタ者ハ助ケル。」ト仰ラレタケレトモ、皆「荆セラレテモ切支丹ハ離レヌ。」ト皆申カラ、悉刑セラレテ…
(三十二丁オ7行目)

* 切支丹↓公儀
⑪ケ様ニ申タラ、夫テ水ノ酒ニ成タル證據ハ知レタカ、今モ昔ニ勝リタル孝子カ有ニ、今ハ水ノ酒ナラヌハ其頃ハ神代ニ近ク今ハ神代ニ遠キユエカト疑フ人モ有マセウガ、…
(七丁ウ7行目)

* 聴衆(読み手)の立場を想定した心内文
⑫「…若明日中ニ返事ナクバ、是限ノ縁ト思フテ御武家様ノ世話ニナリ、誠心ヲ以テ仕ハ必薄情ナ事シテ遊女ト人ニ笑レヌヤウノ心得カ肝要シヤ。」ト言テ別レテ家ニ歸リテ直様、…
(十ウ2行目)

* 四日市の商人の息子↓女
⑬「…二百両ヤ三百両ノ金ニハ換ラレヌ悲シヒコトシヤ。…」ト思案ヲ定テ…
(十一丁ウ1行目)

* 心内文。主体は四日市の商人の父親

⑭…思案ヲ定テ申ニハ、「夫ハ存シヨラヌ無心シヤカ、生涯ニ一度ノ親ヘノ頼トアラハ、貸テヤリマセウ。暫ク待テ居ヨ。」ト言テ、…
(十一丁ウ4行目)

* 四日市の商人の父親↓息子
⑮若美シキ物斗ウツ、テ穢キ物ガウツラヌナラバ、神明ニ靈験ハナヒ。
(四十五丁ウ4行目)

* 一文すべて朱筆による補記。
⑯扱、嫁ノ在処ヘ貸タ三百両斗ノ金□〔返ラヌヤウニ〕成タカ初ニテ追々不都合ニナリ、…
(五十二丁オ2行目)

* 朱筆による補記。
⑰…ナサケアル行届ヒタ支配人カ詞ニ涙ヲ流シテ喜ヒ、飛脚ト連テ追分迄来リ、是ニテ飛脚ト別レテ急キ松阪マテ来リ大橋ヲ渡ル時、東ノ方ヲ詠メテ思フニ、「是ヨリ大口迄ハ半里ニタラズ、ア、何卒〔親仁様ハ〕無事ニアラセラルレバヨイガ、モシ亡命ナララト聞タラカモ落、又、久々ニテ国ヘ歸リナカラ御參宮モ出来ヌハ残念ナルコトナリ。兎ニモ角ニモ親ニ逢又先コソ幸ヒナレ。是ヨリ御參宮致シ、假令死ナレテモ無事ニテ

モ死ナヌツモリニテ病氣全快ヲ祈リ、二ツニハ主人ノ
繁榮我身無事ヲ禱ランモノ。」ト不図心ノ變ツタカ此
男ニ悪魔ノ障礙致セシモノト見ヘル。(八十四丁オ)
用例①、⑧、⑨、⑪の話者(主体)は、一般的な不特定
の男女として設定されている。用例①の否定辞ヌの使用は
男・女で対になっている。

用例②、④、⑬、⑭に示したヌ使用の話者は、四日市の
商人(父親)である。また用例⑤、⑫の話者は四日市の商
人の息子、用例⑥は、『俗講』の講述者の縁者にあたる松坂
在住の不孝息子が否定辞ヌの話者となっており、『俗講』の
講述者による用例⑮、⑯をも含めれば、これらはすべて男
性(商人など)によるヌ使用に相当する。

用例⑦の会話文では御奉行が話者となっている。公の裁
きの場で、母親を困らせる不孝者の息子(『俗講』の講述者
の縁者にあたるという)に対して否定辞ヌを使用する。

用例⑩は、「切支丹」(キリシタン)を話者として設定し
ている。この場面での否定辞ヌは、弾圧にあつても決して
信仰を捨てないという信者の必死の覚悟を表明している。
ところで、用例⑰は、松坂出身で江戸での奉公生活を経

験した男性(若者)にまつわる実話として設定されている。
当然ながら聴衆(読み手)からすれば、ヌを使用する話者
の男性(若者)は、江戸においてナイ使用を経験したもの
と想像されようが、この場面では専ら否定辞ヌを用い、江
戸語の否定辞ナイは使用しない。

『俗講』の講述者の意図を推測すれば、この男性(若者)
がたとえ江戸暮らしを経験したとはいえ、この時点では地
元、松坂に戻つて来た人物として捉え直し、余所行きでは
ない、ごく自然な言葉遣いをさせようとした結果、否定辞
ヌが使用されたものであろう。

また次のように用例⑱、⑲についても同様に松坂に縁の
ある人物設定においては、いずれも否定辞はヌ専用である。
ちなみに用例⑲と⑳とは対話の関係にある。

⑱：如此シテ一ヶ月斗苦シムテ死ニマシタラ、夫婦ノ者
ハ、厄介離レカ致シタト云ヌ斗ノ顔色ジヤト近所ノ人
カニクムタテコサル。(五十二丁オ行目)

*近所の人(松坂の住人) ↓紺屋「山川屋」の夫婦
⑲「夫ハヨイカ御前ハ江戸ニ奉公シテコサル身ノ山田ヨ
リ西ムイテ行ル、ハイカ成コトゾ。」ト咎メラレ無據、

「松坂大橋ニテ心カ変リ、山田ニテ金子ヲ遣ヒナクシテ在所へ帰ルニモ帰ラレヌ様ニ成シ故、思案ヲシテモヨイ工夫モ出来ズカクノ仕合御賢察被下。」ト涙ヲ落スカラ、：

(八十五丁ウ7行目)

* 江戸へ奉公していた男(松坂出身) ↓ 同郷の男
⑳：向ノ男ノ云、「夫ハ存ヨラヌ氣ノ毒ナコトナリ。我ヨキ工夫モ有レハ、先我ニ随ヒ来ラレヨ。」ト先ニ立テ行跡ヨリスコく行ケハ、：

(八十六丁オ1行目)

* 同郷の男 ↓ 江戸へ奉公していた男(松坂出身)
㉑：益驚キ悲ミ、異見ヲスルニモ何レニ居ルカ姿ハ見セズ月日ヲ送ルウチ、「入牢致シタ」ト聞、「是ハ逆モ叶ハヌ。」ト思ヒキリ、除帳ニ致シタカ、：

(八十七丁オ2行目)

* 心内文で主体は江戸へ奉公していた男(松坂出身)の親

三・三 否定辞シンの様相

否定辞ヌとともに、シは次のように使用されている。

シンの用例

①：親カ答(申)ニ(ハ)、「子カ親ニ頼ムニ改リタル言ヤウシヤ。遠慮ニハ及ハヌ。何ナリト言タカヨヒ。」

ト申タテ、息子カ申ニハ、「恥敷コトナカラ、四日市ノ馴染ノ女カ此度アル御屋敷へ見請セラル、相談ニ成マシタカ、此女ヲ外へ引サレテハ傍輩ヤ友達ニアハス顔ノナヒ義理カ有マス故、何テモ私カ身請致シ、三日テモ妻ニ致シサヘスレバ、後ハイカヨウニ成マシテモ少シモ厭ヒマセン。：」ト辱モ遠慮モナク申カラ親ハアキレハテ：

(十一丁オ3行目)

* 四日市の商人の息子 ↓ 父親
②：親カ此コトヲ聞、我カ子ヲ不便ニ思ヒ、「最早、嫁入ノカズナレハ、イトマヲモラヒ、嫁入サセムト思フテイトマモラヒニ来タ処カ、下女カ申ニハ、「嫁入ノ時刻カラクレ、年寄テオバニナルトモ、目ノ御不自由ナ一人ノ御主人ヲ□テ行コトハ出来マセン。」ト答タサウテコサルカ、何ト此一言テモ忠義ノ誠ノ心サシカ分ルテコサル。

(二十四丁ウ8行目)

* 下女 ↓ 親

③何ト是モタメシ少ナヒ美談デハ有マセンカ。

(三十七丁オ2行目)

*『俗講』の講述者↓聴衆(読み手)

④：此男モ堪忍ラスレハ此禍ニモ逢ズ、死ナントヨイモノヲ、妻(女房)ト喧嘩ヨリ怒リニ堪ヘズ此災ニ逢ヒテアタラ命ヲ失フタハ不便ナコトシヤ。

(四十一丁ウ7行目)

⑤下手カ上手ニカワルト、何レ手足ニ怪我セムトハオラヌモノシヤト老子ニ申テアルカ、天道ノ罰、利生(靈驗)ハ日本モ唐土モ同ジコトシヤ。

(四十二丁ウ3行目)

⑥其ユカム蓬カ麻ノ中ニハエルト、右ヘユガマウトスレハ右ニスクナ麻ガアルカラ、ユカムコトカ出来ズ、又左ヘユカマウトスレハ、左ニモスクナ麻カアリ、前モ後モ皆スクナ麻ガアツテユカムコトカ出来ン(ム)カラ、無抛スクナ蓬カ出来ルト云タトエジヤ。

(四十七丁ウ3行目)

*『俗講』の講述者↓聴衆(読み手)、

ムの右傍にンと朱筆にて記す。

⑦何程骨折テ教訓シテモ、己ガ身正シカラザレバ、子孫ニヨイ者ハ出来ン。

(五十二丁ウ6行目)

*『俗講』の講述者↓聴衆(読み手)

⑧身ヲ正シウシテ御教訓ナサラント、陰デ笑ヒマスカラ、其御心得テ子孫ヤ家来衆ヲ御諭シナサレタヒテゴサル。

(六十四丁ウ7行目)

*『俗講』の講述者↓聴衆(読み手)

⑨「：夫ヨリ博奕ハ見センヤウニ致シタ。」ト云テ居リマシタ。¹³⁾

(四十九丁ウ4行目)

*三歳になる男児の母親とその下女↓『俗講』の講述者坂口至(一九九〇)は、否定辞ヌおよびンについて、江戸時代末(後)期上方の噺本を資料とした調査結果から、I新形「ン」の比率は九%弱にとどまり、II話者の属性では、女性(町人女性や遊女)の発話において「ン」化が多くみられ、さらにIII「ヌ」から「ン」への変換は、助詞下接(特に終助詞「か」「かえ」「かい」が下接する場合)、単純終止、体言下接の順に進んでいる、と分析する。¹⁴⁾

『俗講』における否定辞ヌおよびンの用例によれば、I新形「ン」の比率は約六%(ヌ≡一五三例)に対し、ン≡九例)

となり、Ⅱ用例②のように女性(下女)の会話のほかにも、用例①③④、⑥～⑧と、男性による使用(『俗講』の講述者のン使用を含む)が確認できる。

また、Ⅲ「ン」化する場合の下接語の傾向については、上方語の漸本と同じ順位となっており、助詞が下接する場合(五例、用例③～⑥、⑧)、が単純終止(三例、用例①②⑦)をやや上回っている。また体言下接のンの用例がみられない点も一致する。(『俗講』における否定辞ヌ・ンの様相については〈表〉を参照)

このように、江戸時代後期(天保年間前後)の成立と推定される『俗講』では、その言語事象からみる限り、問題(2)については否定辞のヌから新形ンへの進行が確認できる段階にあり、金沢(一九九八)が指摘するような、上方語における〈ヌ〉から新形「ン」化への流れが当時の伊勢方言(口語)にも平行的に投影していた状況をうかがうことができよう。

四 否定過去辞ンダ

先に提示した問題(3)(第二節)に関する言語事象として、

〈表〉『俗講』における否定辞ヌ・ンの様相

合 計	① 孝順父母 (一オ～二二オ)				② 尊敬長上 (二二オ～三四オ)				③ 和睦郷里 (三四オ～四六ウ)				④ 教訓子孫 (四六ウ～六五オ)				⑤ 各安生理 (六五オ～七八オ)				⑥ 母作非為 (七八オ～九〇ウ)				
	体	終	小計	ヌ	体	終	小計	ヌ	体	終	小計	ヌ	体	終	小計	ヌ	体	終	小計	ヌ	体	終	小計		
69	84	17	5	6	4	8	19	22	20	7	16	9	20	1	8	0	0	9	0	0	0	1	8	0	0
153		22		10		27		42		23		29		1		0		1		1		1		1	
9		0		0		4		3		1		1		0		0		1		1		0		1	

(注) 表中の「終」は単純終止の用法、「体」は連体形接続の用法をさす。

『俗講』には、現代の三重県方言においても使用される否定過去辞¹⁵の用例(全四例)を拾うことができる。

① 其後、國ニ疫氣^{エヤキ}カ流行、人多ク死テ治療カ出来ンタル。
アル。
(三十一丁ウ1行目)

② …先年ノ附届ノ少ナヒコトヤ寄附ヲ致サムタコトヲ得
□奉リテ、ドウヤラコウヤラ葬テモロウカラ、坊主ハ
益権威ニツノリ、我俣ヲフルマウハ、実ニ惜ムヘキ風
儀テゴサル
(三十二丁ウ8行目)

③ …イマタ吟味モセザルウチ、座敷ヲヌケ出、何レヘカ
トモ、トント行衛ガシレムタカ、十年斗立テ後、横濱
へ出テ婦參ヲ願フタ処ガ、聞濟ニナリ、再勤致シテ居
ルト云コトテ有タガ、又、悪事カ有タカ致シテ此度ハ
刑戮ニ逢タト申コトチャ。
(五十一丁オ7行目)

④ 扱、是マテ種々ノコトヲ御咄シ申ノモ、産子ノ方ニハ
皆我カ子ノ如ク存ルカラ聊ノ悪事モナキヤウト思フ心
デ御教訓ヲ申ノチャカ、若、如此申拙者カ大酒ヲ致シ
タリ、博奕ヲシタリ、色ヲ好テ妾ヲ置タリシテ身持カ
ヨロシカラムタナラハ、宿テ帰ツテカヲ御笑草トナツ

テ少シモ申タコトハ御用ヒニハナリマスマヒ。

(六十四丁ウ5行目)

用例①～④に示すように、表記にはンタとムタとで揺れがあるが、いずれも『俗講』の講釈内に登場する人物の会話文や心内文を写す場面ではなく、『俗講』の講述者自身による口語として使用されたものである。用例①～④ともに否定過去辞¹⁵は、現代の共通語に置き換えれば、「～なかつた」の意味に相当する。

この否定過去辞¹⁵について、大西拓一郎(二〇一七)は、

ンダ類は、近畿地方と北陸地方に分かれて分布している。ただし、京都府にはGAJ¹⁶ではまったく見られなかった。FPJD¹⁷では京都府内に分散しながらも兵庫県と連続する形で、新たな分布が現れている。(二二頁)

とし、続けて、

ンダ類については、シカッタの影に隠れるようにこれまであまり注目されてこなかったが、今後、近畿地方を中心にしたような変化を見せるのか、その動向は注目される。

と指摘する¹⁸⁾。

『俗講』とほぼ成立時代を同じくするとみられる平田篤胤（安永五年～天保一四年・一七七六～一八四三）の神道講釈には、湯澤幸吉郎（一九五四）において、

○契沖ハ固ク御辞退申テ罷出ナンダデゴザル。

（『古道大意』上、一二丁～一三丁）

と示す以外にも、『俗講』の講述者が直接言及する篤胤の講本『出定笑語』²⁰⁾の中には、

○アクマデ佛ビイキトイヒ。其ノ佛ノ本国ノコトヂヤニ依テ。ドウモ。好ク。イヒタクテ。ナラナンダラウガ。
（『出定笑語』上、六丁オ）

○実ニ迦葉ハコノ時居合セナンダモノヲ。

（『出定笑語』中、十四丁オ）

○マタ佛法ノ方ノ物ハ。一トシテ焼^{ヤケ}ナンタデゴザル。

（『出定笑語』下、九丁オ）

のように、否定過去辞ナンダの用例を容易に見出だすことができる。

江戸において盛んに実践され、神道者の間にとどまらず広汎に流布していたとみられる篤胤の『古道大意』『出定笑

語』『俗神道大意』などの講本を、『俗講』の講述者もまた同様に参考にしていたことは、『俗講』の内部徴証からも明白である²¹⁾。『俗講』の講述者は、その意識を持ちさえすれば、伊勢方言の否定過去辞ナンダの代替形として、京・大坂などの上方語のみならず、江戸語でも広く行われていたナンダに変換して使用することは、決して困難なことではなかったものと思われる。然し、そうした言語的側面にとらわれることなく、『俗講』の講述者が〈否定＋過去〉の意を示す表現として、ナンダではなく、現代の三重県方言にも通じる²²⁾ナンダを使用している点は、興味深い。

江端義夫（一九七八）は、否定過去辞ナンダを含めた、中部地方における打ち消し表現の分布状況を臨地調査したうえで、「北陸域での新形『イカンダ』」について、「『行かなかった』の意で表現される『イカンダ』は、まさに、簡潔な表現の姿」であり、「言語主体の想念をきっぱりと表明した心性を持つ」（六頁）と指摘する。

確かに「イカンダ」[ikanda]の語構成に即していえば、「イカンダ」[ikananda]と相違するのはわずかに「ナ」一音の有無でしかない。その「ナ」一音の介入をも拒む動

詞未然形「イカ」と否定過去辞「ンダ」(あるいは否定辞「ン」)との結合は相当の緊密度を有しているといえよう。

さらに江端(一九七八)は、「イカンダ」の成立について、「イカンダ」は「イカナンダ」が「イカンダ」へと変化したものである。『イカンダ』の分布は、能登の先端と加賀の南部域とに存する。これは、すでに早く、近畿から「イカナンダ」が伝播し、定着しきつた北陸で、Handa ∨ ikanda への簡略化現象によつて成立したものと解される。「イカナンダ」の古い地盤の土地で、「イカナンダ」が、それと交替すべき改新事象がない時、その土地で、「イカンダ」への自己改新を起したものとされよう。「イカンダ」は新しい勢力と見なされる。(七頁)と説き、三重県方言の「イカンダ」についても同様の認識をもつて記述する⁽²³⁾。

ここで改めて『俗講』における否定過去辞ンダ使用が持つ意味について考えたい。『俗講』の講述者は、その資料の内部徴証からみて、伊勢国松坂の地に生活の拠点を構え、「六論衍義(大意)」の教化を実践・展開し、当時(天保年間前後と推定される)はすでに壮年期を過ぎていた神主で

あったと自ら述べている⁽²⁴⁾。したがって、その言に虚偽がないとすれば、否定過去辞ンダは、すでに幕末期以前には伊勢国、松坂周辺に定着・分布しており、『俗講』の講述者(教養層)の手に成る写本、即ち「講義物」に類する国語資料に顔を覗かせるほど勢力を得ていたものと推察できよう。

『俗講』において否定過去辞ンダがみせる様相からみれば、推論の域は出ないが、江戸時代後期(天保年間・十九世紀半ば)の伊勢方言における否定過去辞ンダが、すでに西部・中部方言地域に広汎に及んでいたであろうナンダの分布圏内で、その一角において地歩を固めるほどの勢力を有していた状況が察せられる⁽²⁵⁾。少なくとも、松坂在住の『俗講』の講述者にとっては否定過去辞ナンダよりもンダを使用する方が自然だと思わせるだけの勢力を、ンダが保持し得ていたのではないだろうか。

このように、現代の三重県方言において、「知らんだ」(＝共通語「知らなかった」という形で、日常的な方言としても頻用される否定過去辞ンダは、『俗講』の用例が示すように、その発生が江戸時代後期(天保年間前後)にまで遡る可能性があること、さらにそれ以後、現代に至り、やがて

約二百年に及ばんとする否定過去辞ンダの語史を想定する必要性が生じよう。

幕末・維新の動乱の世を経て、明治・大正・昭和、そして平成の現代三重県方言において連綿と続いてきた否定過去辞ンダの命脈を想像するとき、その生命力の逞しさと、強靱さを覚えずにはいられない。

五 おわりに

前節までの考察を踏まえ、問題(1)～(4) (第二節)について要点を記し、本稿の結びとする。

- (1) 『俗講』の否定表現は、総じてヌ(ン)を主軸とする上方語に基づく西部方言的な傾向を示すとともに、助動詞マジ、漢文訓読語ナカレなどを用いるなど、部分的に文語的性格をも帯びている。

- (2) 『俗講』の否定表現において、旧形ヌのほか、新形ンの使用がみとめられ、江戸時代後期の上方語における推移を反映した言語事象と考えられる。ただし、否定

辞ナイ、否定過去辞ナンダ、ナカッタは使用しない。

- (3) 『俗講』の否定表現において、伊勢方言に特徴的な否定過去辞ンダの使用がみとめられ、今後のンダ解明の端緒ともなり得る貴重な用例として注目される。

- (4) 否定表現を通してみた『俗講』が示す言語事象の様相からみて、『俗講』は改めて江戸時代後期の伊勢地方における国語資料(史料)としての価値を有するものと考えられる。

注

- (1) 金田弘、宮腰賢(一九八八)『新訂国語史要説』秀英出版、五八頁。

- (2) 例えば、「やむを得ナイ(↑ヌ)」などは否定辞ナイがヌに取って代わった典型的な用法といえよう。

大阪語の否定表現については、金沢裕之(一九九五)「明治期大阪語の打消表現」『日本近代語研究2』ひつじ書房、(一九九八)、『近代大阪語変遷の研究』和泉書院に所収、な

ど参照。また現代語において共通語が関西の口語に影響を与えた状況については、馬瀬良雄（一九七七）「東西方言の対立」『岩波講座日本語11方言』岩波書店、二三五～二八九頁など参照。

(3) 芥子川律治（一九七二）『名古屋方言の研究』（泰文堂）、彦坂佳宣（一九九七）『尾張近辺を主とする近世期方言の研究』和泉書院など参照。

(4) 『俗講』の書誌、成立事情、講述者、言語的特徴などについては、安道里巳（二〇一七）「伊勢国神職講『六論衍義俗講』とその言語」『皇學館論叢』第五十卷第三号参照。本稿においても、『俗講』における言語（口語）を伊勢国出身の教養層に属する人物（年齢は五十代と想定される）が、江戸時代後期（天保年間前後）に使用したものとして扱う。

(5) 湯澤幸吉郎（一九五四）『増訂江戸言葉の研究』明治書院。

(6) 注（5）に同じ。

(7) 注（2）文献、金沢（一九九五）参照。

(8) 用例の掲出については句読点、鉤括弧を付し、判読しかねる文字は□で示したほか、合略仮名はカナ表記に改めた。

(9) 此島正年（一九七三）『国語助動詞の研究体系と歴史』おうふう、四二九～四三三頁参照。助動詞マジ（マイ）とベシ

との対応、マイの盛衰について説く。

(10) 「六論（衍義）」受容の経緯については、角田多加雄（一九八四）「六論衍義大意前史―六論衍義の成立と、その日本伝来について―」慶應義塾大学大学院社会学研究紀要、第二十四号など参照。

(11) 『俗講』には次のような記述があり、講釈が実際に実践されたような臨場感を読み手に対し、効果的に与えている。

○色ノ支牀ヲ害ヒ破ルコトハ中々二席三セキニハ説キ盡

サレヌカラ先是ニテ休息イタシ後席ニ第二ヶ条ノ御咄シヲ申デゴザル。（第一条「孝順父母」末尾・二十二才

4～6行目）

(12) 注（4）文献に同じ。東西方言対立の観点で見れば、『俗講』が収める国語（口語）は西部方言的性格が強い（形容詞連用形原形保持を除く）ことを指摘した。四七～四八頁。

(13) 用例⑨は、いわば間接話法に近い用法であり、母親あるいは下女を話者として想定した直接話法であれば、おそらく「見センヤウニシマシタ。」とあるべきところかと考えられる。

(14) 坂口至（一九九〇）「断本に見る近世後期上方語の諸相」『文学部論叢』第三十一号、熊本大学

(15) 榎垣実(一九六二)『近畿方言の総合的研究』三省堂、一三六―一三七頁参照。三重県方言(打消の助動詞)として「書カンダ」のほか「書カヘンダ」、「見ヤンダ」、「見ヤヘンダ」の語例を挙げたうえで、否定過去辞ンダの語構成について、否定辞ンの終止形にダが接続したとする見方を一つの考えとして提示している。なお『俗講』には否定辞ヘンの用法はみられない。

(16) 国立国語研究所(一九九九)『方言文法全国地図』(第4集 大蔵省印刷局、の略称)。

(17) 国立国語研究所共同研究プロジェクト(二〇一〇―二〇一五)「方言の形成過程解明のための全国方言調査」の略称。

(18) 大西拓一郎(二〇一七)「方言の動詞否定辞過去形に見る日本語の重層性」『日本語学』第三十六巻第二号

(19) 注(5)文献に同じ。四六五頁参照。

(20) 『俗講』の記述から、『俗講』の講述者が平田篤胤の博識を評価しながらも、篤胤を「色情ハイマタ離レヌ御人」とし、

同時代の人物として捉えていた様子がうかがわれる。
○拙者神職テ有ナカラ他ノ神職神道者ヲ誇ル(ノハ)本意デハナケレトモ、申サネハイツ迄モワカラヌカラ申マスカ、先平田篤胤ト申先生ハ博学ト云テハソレ

ハくはマデモナヒガ、又此ヨリ後ノ世ニモ又有マヒト思フ程ノ学者デ、佛道ノコトヲ誇ルニハ出家ラガ職分デ有ナガラ一度モ見タコトノナヒ一切経五千四十八卷ヲ熟読シテ出定笑語四冊ヲ著シテ外和漢ノ書万巻ヲ見テ氣オクセラル、博識デ、神道ノ衰ヘタルヲ悲シミ神道ヲ古ニ復サムト致、千巻ノ書ヲ著述致サレタケレトモ、古今ヨウミ考ヲ見ルニ、色情ハイマタ離レヌ御人ト見ヘル。(五十五オ―五十五ウ)

(21) 注(20)に同じ。平田篤胤の講本『出定笑語』(文化八・一八一一年)の書名が明確に示されている。また『俗神道大意』(文化八年講述)の書名も『俗講』(六十二丁オ)において確認できる。

(22) 江端義夫(一九七八)「中部地方域の方言の打消過去表現について」『言語研究』七十三号参照。臨地調査による「イカンダ」の採録地点は、石川県4地点(加賀3地点、能登1地点)となっている。

(23) 注(22)に同じ。

(24) 『俗講』の講述者は次のように語る。
○夫故拙者ハ神道ニ世ヲ逃ル、先導トナツテ老後ヲ楽ミマスカラ、何レサマデモ神道ニ心ザシ世ヲ逃ル、方ハ

拙者カ館ヲ御尋下サレ。共ニ神道ノ学ヒコトト老後ノ
楽ミヲ御咄申上マセウ。(六十三丁ウ〜六十四丁オ)

(25) 注(18) 文献には、ナンダの分布図「ナンダ類の三〇年」
を掲載する(一七頁)。その分布図によれば、三重県中勢地
域(津市・松坂市など)を包んだほぼ三重県全域に及び、否
定過去辞ナンダが覆い尽くすことのない空白地帯が広がっ
ている。江戸時代後期の否定過去辞ナンダの勢力は、このナ
ンダの空白地帯に存し、相補的分布をなす形でその一隅を
占めていた可能性がある。

付記

本稿は平成三十年度國學院大學国語研究会前期大会(平成三
十年六月三十日)における口頭発表の一部を補訂したものであ
る。

席上、ご教示を賜った久野マリ子先生をはじめ、諸先生方に
感謝申し上げます。